



2018年12月26日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地  
松井証券株式会社  
代表取締役社長 松井道夫  
(コード番号：8628 東証第一部)

**2つのデビューで松井証券ポイントをプレゼント！  
「NISA口座新規開設キャンペーン」「積立デビューキャンペーン」実施のお知らせ**

松井証券（以下「当社」）は、2019年1月1日（火）から3月29日（金）の期間中、NISA口座の新規開設や当社で初めて積立投資を行った方を対象に、松井証券ポイントをプレゼントするキャンペーンを実施します。

当社は、個人投資家の資産形成に資するサービスの一つとして、NISA口座の取引手数料を恒久無料とするなど、各制度の利用を後押ししています。特に投資信託については、ロボアドバイザーを活用したポートフォリオ提案サービスを提供し、長期・積立・分散によるリスクを抑えた資産形成をサポートしています。

本キャンペーンでプレゼントする「松井証券ポイント」は、投資信託のサービス利用で貯めることができ、貯まったポイントは投資信託の自動積立等に使用することができます。まだNISA口座や積立投資を始めていないお客様は、是非この機会を活用いただきたいと思います。

松井証券は、今後もサービスの拡充に努め、お客様の資産形成を後押ししてまいります。

**【キャンペーンの概要】**

名称	NISA口座新規開設キャンペーン	積立デビューキャンペーン
実施期間	2019年1月1日(火)～2019年3月29日(金)	
内容	NISA口座、つみたてNISA口座、ジュニアNISA口座のいずれかを新規に開設した方の中から抽選で1,000名様に「松井証券ポイント」を2,000ポイントプレゼント	以下の条件をすべて満たした方全員に、 <u>「松井証券ポイント」を1,000ポイントプレゼント</u> ① 専用フォームよりエントリー ② キャンペーン期間中に初めて投資信託を積立購入 ③ キャンペーン期間の積立による合計購入金額が3万円以上

## 【松井証券ポイントのサービス概要】

### ◆ポイントの貯め方

#### ①投資信託サービスを利用して貯める！

- ✓ 購入時手数料を全額ポイント還元<sup>\*1</sup>
- ✓ 月間平均残高の0.1%をポイント付与<sup>\*2</sup>

#### ②「MATSUI SECURITIES CARD」を利用して貯める！<sup>\*3</sup>

- ✓ クレジットカードの利用金額100円毎に1ポイント付与（還元率1%）



### ◆ポイントの使い方

#### ①「ポイント投資」で気軽に資産形成！（1ポイント=1円）

- ✓ 月に一度、貯まったポイントで投資信託を自動で積み立て

#### ②Amazonギフト券や各種商品と交換！（1ポイント=1円）

- ✓ Amazonギフト券は1,000ポイント単位で交換可能
- ✓ ポイント交換サイトから、3,000種類以上の商品と交換可能

\*1 購入時手数料のうち、消費税分を除く。ETF、ブルベア型投資信託は対象外。

\*2 ETF、米ドルMMF、ブルベア型投資信託、当社が受け取る信託報酬が年率0.1%以下の投資信託は対象外。付与率は年率表示。

\*3 ネットストック会員画面（顧客向けWEBサイト）にて申込受付。

※ キャンペーンの詳細は、当社WEBサイトよりご確認ください。

以上

< 取扱商品のリスクおよび手数料等の説明 >

- 投資信託は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- NISA 口座（以下、「NISA・つみたて NISA」をいいます。）、ジュニア NISA 口座の取扱商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託の購入時手数料は銘柄によって異なり、最大で約定代金の 4%(税抜)です。また、信託報酬等の諸経費を負担いただきます。
- NISA、ジュニア NISA 口座の株式取引の委託手数料は、インターネット経由の場合無料です。課税ジュニア NISA 口座の株式取引の委託手数料は、インターネット経由の場合 1 日の約定代金の合計により決定し、100,000 円（税抜）が上限です。
- NISA 口座の内国公募株式投資信託（株式投信）の購入時手数料は銘柄によって異なり、最大で約定代金の 4%(税抜)です。また、信託報酬等の諸経費を負担いただきます。
- NISA 口座で買付けできるのは同一年に一つの金融機関に限られます(金融機関等を変更した場合を含む)。ジュニア NISA 口座は、未成年者一人につき一つの金融機関、一口座のみ開設できます。NISA 口座と異なり、暦年単位で金融機関の変更はできません。
- NISA とつみたて NISA は選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。変更を行う場合には原則として暦年単位となります。
- ジュニア NISA 口座には、払出し制限があります。3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降、払出しが可能となります。
- 払出し制限期間中にジュニア NISA 口座を閉鎖した場合、過去に遡って、生じた利益に対して課税されます。
- 当社が NISA、ジュニア NISA 口座で取扱う商品は上場株式、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）、株式投信等です。ただし、株式投信は、払出し制限期間中のジュニア NISA 口座では取扱いません。
- 当社がつみたて NISA で取り扱う商品は、株式投信です。ETF は取扱いません。
- つみたて NISA では、つみたて NISA に係る契約（累積投資契約）を締結し、同契約に基づき定期的かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われる必要があります。
- NISA 口座、ジュニア NISA 口座の損失は、税務上ないものとされ、他の口座の利益と通算できません。
- NISA 口座、ジュニア NISA 口座保有分の上場株式等の配当金は「株式数比例配分方式」で受け取った場合のみ非課税となります。
- 非課税投資枠の未使用分は翌年以降へ繰越しできません。
- つみたて NISA では、NISA と異なり、新しい非課税管理勘定に移管し、NISA 口座でさらに 5 年間保有し続けること（ロールオーバー）はできません。
- 株式投信の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は NISA 口座、ジュニア NISA 口座保有分に限らず非課税です。
- NISA、ジュニア NISA 口座保有分の株式投信の分配金再投資は非課税投資枠を使用します。再投資額が非課税投資枠を超える場合は、全額を課税口座で再投資します。
- つみたて NISA 保有分の株式投信の分配金再投資はすべて課税口座で行います。
- 未成年口座やジュニア NISA 口座では、親権者の責任で資産、取引の管理をしていただく必要があります。運用できる資産は、他の口座と同様、口座開設者自身の資産に限られ、親権者等の資産を運用することはできません。
- 当社 WEB サイトの上場有価証券等書面、目論見書、取引規程、約款、取引ルール等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 業者名等 松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 164 号
- 加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【お客様からのお問い合わせ先】  
口座開設サポート（平日 08:30~17:00）  
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】  
常務取締役 和里田 聡  
03-5216-8650